

県民意見の検討項目について
(サイクル機構に対する意見)

平成14年10月22日

核燃料サイクル開発機構

ナトリウム漏えい事故の反省と教訓を踏まえ、意識改革推進、異常発生時の情報連絡などの安全確保体制整備、地元地域の皆様との相互の交流、情報公開の徹底などの取り組みを進めている。また、本社機能を持つ敦賀本部の体制の下に、安全を最優先に、より地域に根付いた業務を進めている。

1 意識改革の推進、安全組織体制の整備（図 1-1）

ナトリウム漏えい事故の発生とその後の不適切な対応や、特に、関係自治体等への通報連絡が遅れ、その後の連絡に適切さを欠いたことは、危機管理に対する意識や通報連絡体制に問題があったと認識し、危機管理等に対する意識改革を進めてきた。

(1) 意識改革運動

全社的な推進組織として理事長を本部長とする自己改革推進本部及びもんじゅ建設所をはじめ各事業所の所長を本部長とする事業所推進本部を設置し、意識の改革、情報公開の徹底、危機管理体制の強化等に全役職員で取り組んだ。（表 1-1）

意識改革に当たっては、「安全第一の行動」、「誤りは勇気を持って正す」、「地域の一員としての活動」などのサイクル機構行動憲章を定め、職場での行動方針、計画を定めて年度毎に評価する展開を進めている。（表 1-2）

従来より行っていた業務改善提案制度の活性化を図り、積極的に職場の改善に取り組む姿勢の醸成に努めている。外部との交流については、異分野の専門家や地元有識者などのご意見を聴くため各種講演会の開催、外部企業への派遣研修など、社会との係りや民間企業の有する厳しい経営感覚に接する機会を設けている。

また、もんじゅ説明会、戸別訪問、ボランティア活動など地域社会との交流や理解促進活動に職員が参加し、社会に役立つサイクル機構としての意識醸成を行っている。

(2) 安全組織体制の強化

1) もんじゅ安全確保の強化

もんじゅ建設所に業務活動の質向上も含めた品質保証活動全般を担う「業務品質保証グループ」を設置し、今後行う改善工事等の品質確保と関係要領類の整備を図る体制とした。また、設計管理要領を定め、改善工事等の設計管理を確実に実行する体制とした。

「もんじゅ」は開発段階の原子炉であり、研究開発で得られる新たな知見を常に反映して、一層の安全確保を図るため「最新技術情報評価検討会」

を設置し、活動を行っている。更に「運転保守技術検討会」を設け、「常陽」及び「ふげん」の経験を反映している。

また、「もんじゅ」などの各事業所の安全管理体制の妥当性、労働安全、施設・設備の安全確保及び内外トラブルの水平展開状況等を確認することを目的に、本社による安全監査を実施している。

2) 危機管理体制の整備

組織体制の整備

これまでの事故・トラブルの経験から、事故・トラブル時の情報収集、情報共有化の不足や通報連絡体制の不備及び事故時対応訓練の不足等が指摘された。これらの反省から、事故・トラブル発生時の対応を迅速かつ適切に遂行するため、本社に危機管理推進室を設置し、危機管理教育の推進、緊急時対策所整備の指導、防災訓練の指導、事故対策規程等の改訂・整備、全社的テレビ会議システム、通信連絡システム等の緊急時対応設備の整備等を行ってきた。

敦賀本部には安全推進室を設置し、「もんじゅ」、「ふげん」と連携し、迅速かつ正確な情報伝達のための対応、事故・トラブル時対応機材の充実を図ってきた。

事故・トラブル時の情報伝達体制の改善

原子力施設の事故等に対しては、その状況をできるだけ迅速かつ正確に、国、自治体のみならず国民に伝達することが必要である。また、平常時から正しい情報を適切に提供することが、情報発信者と受信者との信頼感を高めるために重要である。

事故・トラブル発生時の情報発信等の初動作を迅速かつ正確に行うため、「事故対策規程」などの改訂を行い、事故・トラブル発生時の対応を現地主導、本社支援型とし、発生後直ちにもんじゅ建設所に事故対策本部を、敦賀本部事務所に支援対策本部を設置し、事故・トラブルの収束、拡大防止等の対応や関係機関への通報連絡はもんじゅ建設所長を本部長とする現地事故対策本部で行い、報道対応や地域対応を含む社内外への情報発信は支援対策本部が中心となって行うよう役割分担を明確にするなどの改善を行った。また、事故・トラブル時対応設備の整備を行っている。

更に、事故発生時の第1報や続報の発信を現地の判断で迅速に行うことができるよう、「連絡責任者」及び「連絡補助者」を24時間体制で常時配置し、毎日、情報連絡訓練を実施している。また、事故等発生後は、

事故対策本部内に、情報専任者、情報班を設け、情報の収集、発信を一元的に行う体制とした。

危機管理教育等（図 1-2）

これまでの事故・トラブルの経験から、事故対応の即応性の強化など、危機管理の充実に向けた各種対策を講じてきている。それら対策を有機的に連携しその実効性を高める上で、その行動主体である各人が、危機管理推進の意義や目指すべき方向性を共有していくことが重要との考えで、平成 10 年から危機管理教育・訓練を実施している。また、安全管理体制の充実及び安全の確保、強化の観点から、外部より労働安全、消防関係、化学プラントの安全、危機管理、緊急時対応等の専門家を招聘し、サイクル機構の風土にとらわれない視点での、安全取組状況のチェックを受けるなどの指導助言を受けてきた。

原子力防災体制の整備

平成 12 年 6 月に施行された「原子力災害特別措置法（原災法）」に基づき「原子力事業者防災業務計画」を策定し、原子力防災組織の整備、一定の放射線レベルになった場合等の関係機関への通報、原子力防災管理者（所長）の職務、設備及び資機材の整備、要員の派遣・資機材の貸与、他の原子力事業者への協力等を定め実効的な防災体制とした。

また、原子力関連施設の緊急時に、事故情報の評価や分析を行い、専門家を現地に派遣するとともに、大型資機材を提供する等オフサイトセンターを支援する専門家の活動拠点として、原子力緊急時支援・研修センターを茨城県及び福井県に整備した。同センターでは、平常時には原子力防災や危機管理等に係る教育研修を実施している。

2 社会的信頼回復への活動

ナトリウム漏えい事故の反省に基づき、社会的視点を十分に踏まえた事業運営が徹底できるよう、地元の皆様との新しいコミュニケーションの確立に向け以下の諸施策を講じ、取り組んできた。

(1) 理解促進活動

業務活動や安全性に関して、県民、国民の皆さまの理解を得ることが重要と認識し、県民、国民の皆さまとのコミュニケーションを一層深め、より多くの皆様の声を直接お聞きし、「もんじゅ」の改善や将来の計画などについてご説明するなどの理解活動を推進してきた。(図 2-1)

1) 広聴、広報の強化

広聴機能の強化として、県民の皆様を対象に公募形式でモニターを募り、直接、生の声をお聞きする仕組みとして、平成 8 年 7 月からモニター制度を開始した。これまでに、延べ約 1100 名の方にモニターになっていただき、アンケートなどを通してご意見をお聞きしている。また、福井市と敦賀市において、各界を代表する方々に委員になっていただき「懇話会」を設け、貴重なご意見をいただいている。

広報活動として、広報誌の発行、広報媒体としてマスメディアの活用などに力をいれ、県民の皆様への情報発信、コミュニケーションを強化している。また、「エムシースクエア」、「アクアトム」など広報施設の充実を図り、地域の皆様との一層の交流や広報活動に努めている。

2) 訪問対話の推進

本部長の県内 35 市町村首長への訪問対話をはじめとして、県内の議会及び行政へ継続して訪問し、「もんじゅ」の状況などの説明や「もんじゅ」見学の案内など理解促進に努めてきた。また、各種団体などへも積極的に訪問している。更に、「もんじゅ」、「ふげん」をはじめ敦賀本部一体となつて、延べ 500 人の職員が参加して、敦賀市内全戸約 2 万 3 千戸を訪問し、市内地区別説明会開催案内などを行い、地域の皆様との触れ合いの機会を作った。

3) 説明会の開催

県内 35 市町村において、安全総点検結果などに関して、双方向の対話を重視した説明会を 25 回開催し、約 2200 名の方々にご説明を行って理解促進に努めてきた。また、サイクル機構発足を機に、敦賀市内地区別説明

会を開催し、地域の皆様と交流を深めてきた。更に、平成 12 年の原子力長期計画の見直し時には、県内 7 箇所において、サイクル機構として、原子力長計とその中における「もんじゅ」の役割をご説明する会を開催し、県民の皆様の理解促進に努めてきた。

平成 13 年 10 月からは、地域の方々の時間に合わせサイクル機構が出向いて説明会を行う「さいくるミーティング」を県内各地で実施し、現在までにその回数は約 100 回に上っている。

4) 見学会、フォーラムなどの促進

新聞広告案内の一般見学会をはじめ、「もんじゅ」見学会を県民、国民の皆様に幅広くご案内し、休日を問わず見学していただいている。事故後約 6 万人以上の方に事故現場などをご案内している。更に、平成 12 年 6 月にナトリウム取扱研修施設を開所してから、約 5000 人の方々に同施設を見学していただき、ナトリウムの切断体験、燃焼実験を実施している。

また、サイクル機構の業務を県民、国民の皆様に報告、説明する機会として、フォーラムなどを開催し理解促進に努めている。

(2) 地域への貢献及び交流

地域社会の一員として、敦賀、美浜地区を中心に広く県全体について地域の各種イベントには積極的に参加しており、年間の参加イベントは約 60 件、参加延べ人数は約 1300 人になっている。

地域のイメージアップを支援する活動として、みなと博や恐竜エキスポへの出展をはじめ観光連盟の出向宣伝などの協力を推進している。

また、敦賀駅前には大型ビジョンを設置して、機構の業務の広報と併せて地域の公共的イベントのお知らせなどを行い、市民の交流に役立てると共に駅前の賑わいに貢献している。また、車載型の大型ビジョンの運用を同時に開始して県内各地の市民行事に活用されており、大変に好評を得ている。

県内産業界に対しては、平成 10 年度から開始したサイクル機構の特許を民間企業に開放し新製品の開発を支援する成果展開事業について、敦賀商工会議所、福井商工会議所などが行う研究会を通じた交流を進め、現在までに県内で 9 件の成果を出している。また、福井大学については、12 年度から延べ 6 件の共同研究を実施している。

3 情報公開の徹底

ナトリウム漏えい事故の反省から、もんじゅに対する県民、国民の皆さまのご理解と信頼を得るためには、技術情報から経営情報に至るまで、積極的に情報を公開していくことが重要と考え、そのために、体制の充実、場の充実、ツールの高度化、わかりやすい情報の速やかな提供などの改善を行った。

(1) 情報公開体制の充実と法に従った情報公開（図 3-1）

ナトリウム漏洩事故及びその後の不適切な対応への反省も踏まえ、平成 8 年 4 月本社に「情報公開課」を設置した。また情報公開の推進にあたる「情報公開総括者」を各事業所等に配置して「情報公開課」と密接な連携を図り、情報公開を的確、かつ速やかに行うよう体制の強化を図った。

平成 9 年 7 月には法人(旧動燃)として独自に、現在の国の情報公開法にも沿った「情報公開指針」を策定し、その指針をもとに全社的かつ制度的に情報公開を推進した。平成 10 年 4 月には、理事長の諮問機関として外部の有識者からなる「情報公開委員会」を設け、情報公開推進の具体的な施策や、公開請求に対して一部でも非公開にしようとする場合には同委員会に諮り、サイクル機構の判断根拠の妥当性等について審議する制度化を図った。

平成 14 年 10 月から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)が施行されることになったことを受け、サイクル機構の法人文書は情報公開請求があった場合、原則として開示義務を負うこととなった。サイクル機構は法に従った情報公開を行っている。

(2) 情報公開の場の充実（図 3-2）

情報公開の場として全事業所に「インフォメーションルーム」を開設して、研究開発成果等目録の整備を進めるとともに、もんじゅ設工認申請書をはじめ各種技術報告書、委員会資料等の公開資料を備えつけ、一般の方々が閲覧や複写ができるようにしている。尚、「もんじゅ」設工認資料はメカノウハウ情報などを除き 99%公開している。

平成 11 年 10 月にはもんじゅの関連情報を発信する展示施設「エムシースクエア」を敦賀市白木に開館し、引き続き 11 月には原子力エネルギーなどを紹介する嶺北で最初の展示施設「ビッグハンド」を福井市に開館した。

また、「もんじゅ」施設及びナトリウム取扱研修施設等の関連施設の一般公開を行い、多くの方々に訪問して頂いている。

更に、原子力の重要性及び安全性をより一層理解していただくため、各種フォーラム等を一般公開で開催している

(3) 情報公開ツールの高度化（図 3-3）

情報公開に当たってはより多くの方々に知っていただくことが重要と考え、ファックスを用いて情報を取り出せる「情報ボックス」を平成 8 年 2 月以降は無料にするとともに、インターネットの「サイクル機構ホームページ」に成果報告書抄録、サイクル機構技報の全文、もんじゅナトリウム漏れ事故と原因究明、安全総点検内容、現在のプラント状況や 15 分毎に更新するもんじゅパノラマ写真などを適宜掲載している。

また、サイクル機構が作成した研究開発成果の全文、許認可資料、プレス発表資料などを電子ファイル化した「公開情報閲覧システム」をインフォメーションルームへ設置し、自由に閲覧できるように、その整備も進めている。

(4) わかり易い情報の速やかな提供（図 3-4）

「もんじゅ」の事故や安全総点検、中長期事業計画などのリーフレット、パンフレットを制作し、説明会などでは県民、国民の方々にわかり易い情報の提供に心がけ、皆さまの疑問や質問に答えてきた。

「もんじゅ」の環境モニタリング情報(モニタリングポスト、モニタリングステーションの放射線情報)及びプラント運転情報(電気出力、排水口モニタデータ)の福井県テレメータシステムへの提供は平成 7 年 4 月に開始し、その後、平成 11 年 3 月には排気筒モニタデータの情報提供を開始した。さらにインターネットにより環境放射線モニタリング情報を平成 11 年 11 月からリアルタイムで提供している。また、「もんじゅ」の原子炉出力データ情報の福井県テレメータシステムへの提供も行う。

報道対応については、「もんじゅ」、「ふげん」の状況も含め敦賀本部全体の情報を週 1 回、報道機関へ情報提供している。

以 上

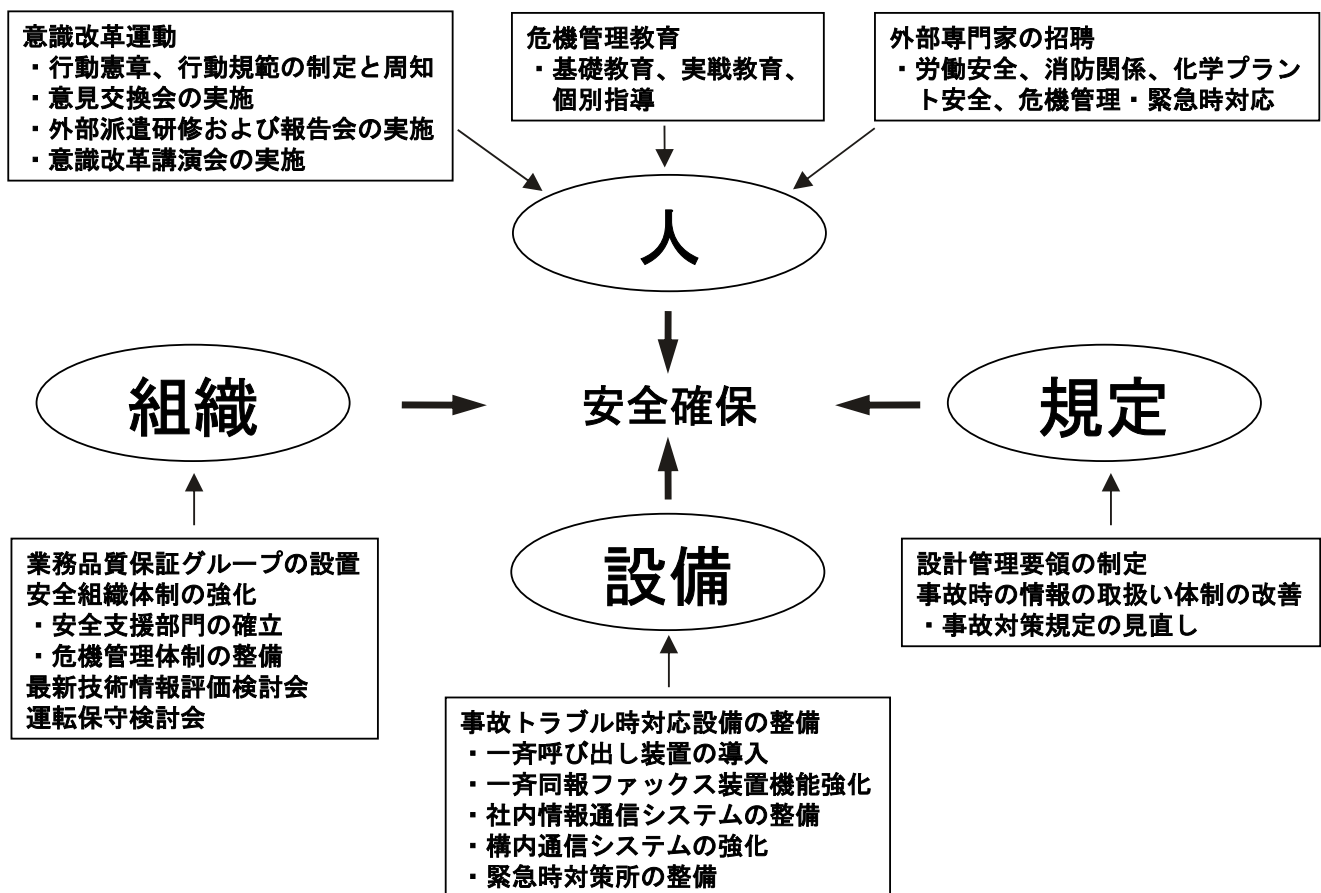


図1-1 意識改革の推進、危機管理体制の整備

表1-1 意識改革運動

項 目	内 容	実 績
「行動憲章」「行動規範」の制定と周知	役職員一人ひとりがとるべき行動の指針、業務を遂行する上で常に念頭に置くものとして「私たちは地域の人々の安全と環境の保全を第一に行動します」、「私たちは社会との約束を守り、誤りは勇気を持って正します」等の10条からなる「行動憲章」を制定し、その後更にそれを具体化した「行動規範」も制定し、社内周知を図った。(表1-2) また、着実に業務を遂行しサイクル機構の使命を達成して行くため、サイクル機構の経営理念を「安全確保の徹底」、「創造性の発揮」、「透明性の確保」、「適性・効率運営」、「社会の信頼」として制定し、共通の理念としている。	・平成9年10月～
意見交換会の実施	幹部が各職場の若い職員の意識を理解し、意識改革を円滑に進めるため、各事業所の係長クラスと意識改革推進上の課題等について意見交換を実施した。	・平成10年2月～6月
外部派遣研修および報告会の実施	閉鎖的な環境があったことを反省し、職場の安全管理、業務管理の実態やお客様への対応等について実際に体験することにより、民間企業が有する厳しい経営感覚を肌で感じ取り、社会との意識の乖離を少しでもなくすため、管理職を外部企業への派遣研修を実施している。 また、研修後に参加者の報告会を実施し職場への周知も図っている。	・平成10年～ ・派遣先：地元企業を中心として実施 ・派遣期間：1～2週間 ・敦賀本部では17社に対して39名を派遣
意識改革講演会の実施	民間の豊富な経験を取り入れることや、外部から見たサイクル機構を認識するため、敦賀本部において、地元や各界の有識者を招き、経験談を踏まえながらサイクル機構への意見や期待そして安全や組織作り等について講演会とともにパネル討論会を開催した。	・平成10年～ ・実績：26回開催 約1620名が聴講参加

表1-2 サイクル機構 行動憲章

核燃料サイクル開発機構の役職員一人ひとりがとるべき行動の指針となる行動憲章を、以下のとおり制定する。

安全に徹するサイクル機構

第1条 私たちは地域の人々の安全と環境の保全を第一に行動します。

信頼されるサイクル機構

第2条 私たちは社会との約束を守り、誤りは勇気をもって正します。

第3条 私たちは常に社会に耳を傾け、正確な情報を迅速に発信します。

第4条 私たちは地域社会との関係を大切にし、地域の一員として活動します。

創造性を発揮し、社会に役立つサイクル機構

第5条 私たちは原子力エネルギーの開発が社会に役立つことを確信し、創意工夫と革新的技術を駆使して競争力のある技術開発に挑戦します。

第6条 私たちは広く成果を公開し、社会の評価を仰ぎます。

第7条 私たちは国民の負担で業務を行っていることを認識し、業務の効率化に努めます。

第8条 私たちは原子力の平和利用のため、世界と交流し貢献します。

働きがいのあるサイクル機構

第9条 私たちは共に働く仲間をお互いに尊重し大切にします。

第10条 私たちはチャレンジ精神を発揮し、仕事を通じて自己実現を目指します。

危機管理教育

○管理監督者研修

- ・リスクの存在
- ・サイクル機構の危機管理
- ・危機管理の応用 等

○一般職研修

- ・サイクル作成のVTR等使用
- ・「もんじゅ」事故を再認識
- ・危機管理の重要性を研修

○VTR研修

- ・全職員を対象
- ・危機管理教育用VTR使用

○危機管理マネージャー研修

- ・実戦的危機管理のリーダー養成

外部専門家からの指導助言

○労働安全

- ・全社講演
- ・事業所での安全教育・指導・助言
- ・安全診断士による現場の確認・評価

○消防

- ・現場の視察
- ・消防設備、防火体制等についての点検・確認・指導

○プラント安全

- ・化学物資の安全管理

○一般安全

- ・技術士による技術者の倫理教育

通報連絡の重要性の意識喚起

○電力会社での通報連絡改善取組事例講演

○役員/職員の通報連絡に関する懇談

○通報連絡に関する意識調査と改善のためのグループ討議の実施

図1-2 危機管理教育等の実施

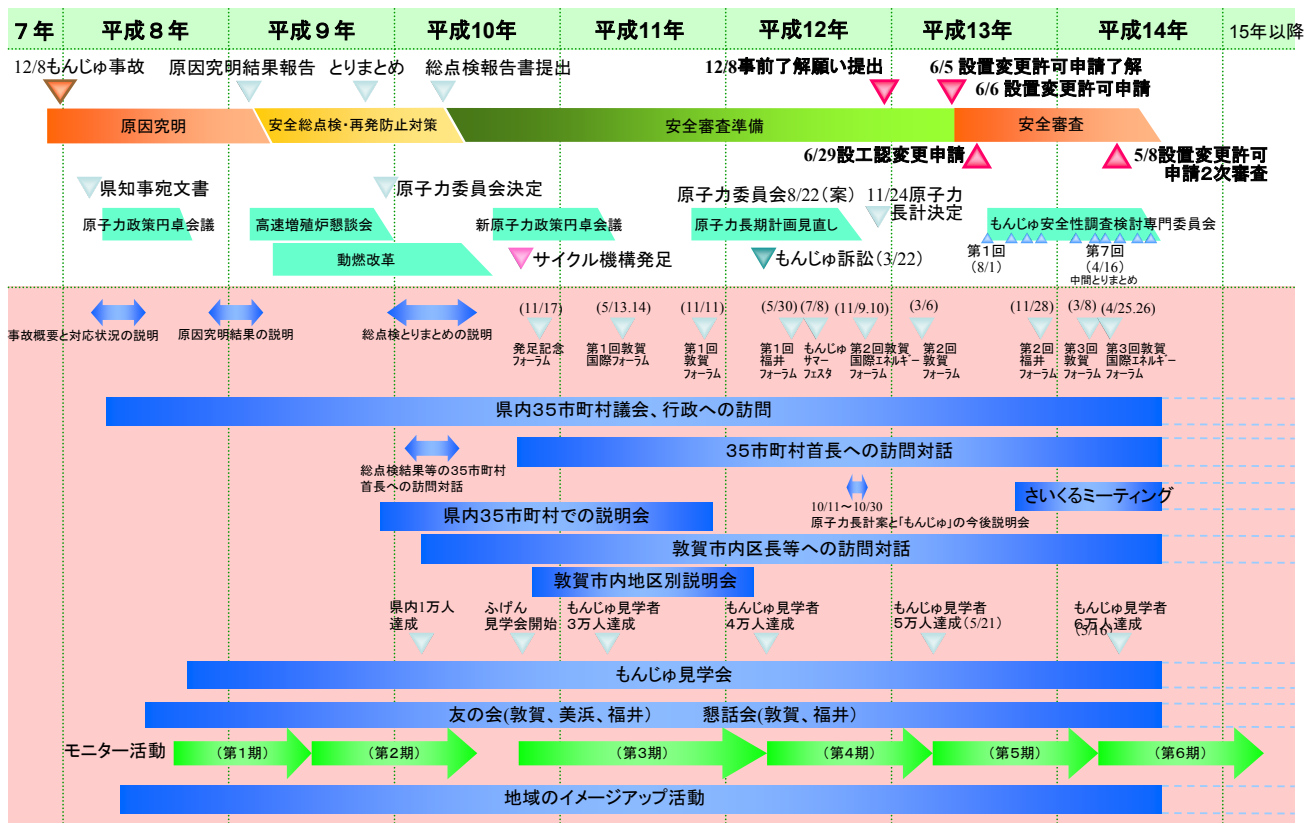
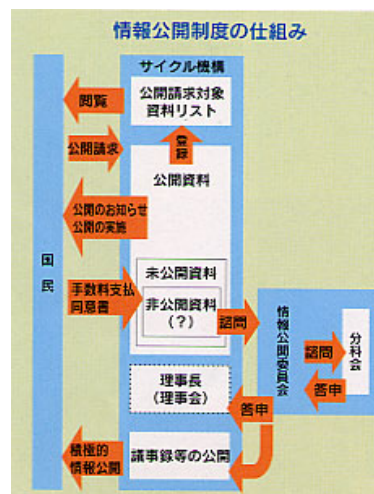
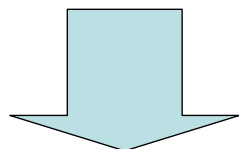


図2-1 理解促進活動の展開

○ 情報公開指針による情報公開への取り組み（平成9年4月）



○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による情報公開（「情報公開法」：平成14年10月1日に施行）

「法人文書」：公開請求に対し、原則として開示義務

図3-1 情報公開体制の充実と法に従った情報公開

○ インフォメーションルームの開設

敦賀、東京、東海、大洗
東濃、人形峠、幌延、



公開資料

- ・ 事業計画
- ・ 研究開発成果報告書
- ・ 許認可申請書類
- ・ 各種報告会/委員会資料 等

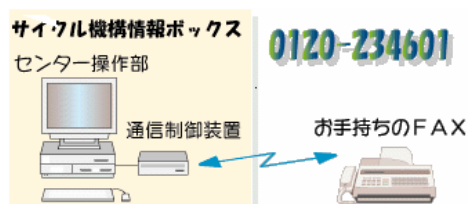


○ もんじゅ施設及びナトリウム取扱研修施設の公開

図3-2 情報公開の場の充実

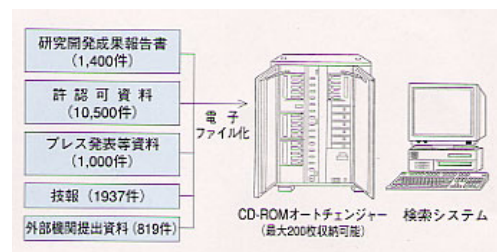
○ 情報ボックスの設置

FAXを用いて情報を取り出せる（無料）システム



○ 情報公開閲覧システムの整備

電子ファイルによる情報閲覧
各インフォメーションルームに設置



○ インターネット ホームページによる情報公開

<http://www.jnc.go.jp/>

- ・ 研究開発成果報告書抄録
- ・ サイクル機構技報
- ・ プレス文 等

図3-3 情報公開ツールの高度化

○ 環境モニタリング情報及びプラント運転情報の提供

福井県環境テレメータシステムへの情報提供

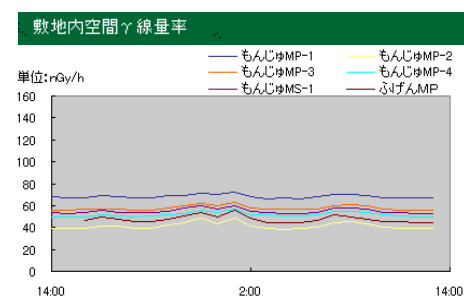
環境モニタリング情報

- ・モニタリングポスト環境放射線情報
- ・モニタリングステーション環境放射線情報

プラント運転情報

- ・電気出力
- ・排水口モニタリングデータ
- ・排気筒モニタリングデータ

(原子炉出力の情報提供も今後実施)



環境モニタリング情報についてはサイクル機構のホームページで公開

○ 報道対応

「もんじゅ」「ふげん」の状況を含め敦賀本部全体の情報を週に1回プレス発表

図3-4 わかり易い情報の速やかな提供